

## 特別試験研究費の額の認定に関する実施要領

平成28年2月15日 経営推進部長・契約部長決定第28-1号  
改正：令和元年6月28日 経営推進部長・調達部長決定令和第1-1号  
改正：令和5年12月14日 経営企画部長・調達部長決定令和第5-1号

### (目的)

第1条 この部長決定は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が共同研究規程（規程第15-38号）に基づき実施する共同研究又は業務受託規程（規程第15-45号）に基づき実施する受託研究に関し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による特別試験研究費の額の認定を行う場合に、特別試験研究費の額の認定にかかる事務手続きが円滑に実施されるよう、必要な手続きを定めることを目的とする。

### (認定申請書の提出)

第2条 租税特別措置法施行令に規定する「特別研究機関等と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）」又は「特別研究機関等に委託する試験研究（以下「委託試験研究」という。）」として、特別試験研究費の額の認定を機構に申請しようとする共同研究又は受託研究の相手方は、共同試験研究又は委託試験研究の別、及び法人又は個人の別に応じて定められた様式（様式1から4までのいずれか）を用い、認定申請書2通を理事長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書2通には、次の各号に定める書類の添付を受けるものとする。

(1) 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額並びにこれらの試験研究に係る申請法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額（個人の場合は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額）に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び積算内訳を記載した書類

(2) 当該申請に係る共同試験研究又は委託試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

(3) 当該申請に係る機構との共同研究若しくは受託研究の契約書若しくは協定書の写し

3 第1項の認定は、租税特別措置法に定める特別試験研究費の控除の適用を受けようとする申請法人等の事業年度（個人の場合は年）終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出された申請について行うものとする。ただし、機構が認定申請書の提出の遅延につき正当な事由があると認めるときは、この限りではない。

(認定書の交付)

第3条 機構は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究又は委託試験研究に係る契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、提出された認定申請書のうちの1通にその旨を記入し、理事長名により、認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

(内容変更に係る届出及び変更認定書)

第4条 前条の認定書の交付を受けた法人又は個人から、認定書に記載された事項又は第2条第2項(1)及び(2)に掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該法人又は個人に交付するものとする。

(認定の取り消し)

第5条 機構は、第3条の認定を受けた法人又は個人が第2条の規定による申請若しくは前条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い、又は同条の規定による変更の届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

附 則

この部長決定は、平成28年2月15日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月28日 経営推進部長・調達部長決定令和第1-1号)

この部長決定は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日 経営企画部長・調達部長決定令和第5-1号)

この部長決定は、令和5年12月14日から施行する。